

議案第 85 号

損害賠償の額を定めることについて

医療事故による損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

1 事故の概要

患者は、令和 2 年 3 月 1 9 日に亀山市立医療センターを時間外受診し、当直医は拘縮痛と診断したが、念のため実施した心電図検査の解析結果「急性心筋梗塞」を見落とし帰宅させた。その後、同年 3 月 2 1 日に呼吸困難及び胸部不快感を訴え近隣の医療機関へ救急搬送され、同年 3 月 2 3 日に心筋梗塞にて死亡した。

2 相手方

患者遺族 3 名

3 損害賠償の額

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償の額 1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円の支払い義務があることを認め、市議会の議決後に相手方指定の口座に振り込む。
- (2) 市及び相手方は、損害賠償金以外に何ら債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

提案理由

損害賠償の額の決定について、亀山市病院事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により議会の議決を求める。